

第5章 計画の推進に向けて

5.1 «実行性の確保策1» 「共有・共感」の環境づくり

5.2 «実行性の確保策2» 庁内各組織の責任の明確化

章 番 号	概 要
第1章 (現状と課題及び解決策)	第2期計画期間における実績を踏まえた現状と今後の課題及び解決策を整理する。
第2章 (目的、目標、基本方針)	本計画の目的、目標及び基本方針を整理するとともに、計画期間と対象施設を示す。
第3章 (事業計画立案の考え方)	事業計画立案の方針に基づく、公共建築物の竣工から再整備までの基本的な改修等の考え方を示す。
第4章 (事業計画)	具体的な各施設の事業計画(ロードマップ)を示す。
第5章 (実行性の確保策)	本計画の実行性を確保するために求められることや、今後取り組んでいく内容について示す。

第5章

計画の推進に向けて

第1章及び第3章で触れたように、本計画の実行性を確保するためには、市と市民の協力が必要不可欠であり、このことは平成26(2014)年6月に制定した「習志野市公共施設等再生基本条例」において、市と市民の責務としても規定しています(参考資料●参照)。

この章では、特に市の責務について明確にしており、これを実現していくことで、ひいては市民の責務を果たせるようにし、本計画の実行性を確保できるようにしていきます。

【「共有・共感」の環境づくり】

「共感」の定義	
他者の意見や感情などについて、自分のこととして理解すること	
「共感」する本計画の「目的」	
本計画の目的は「人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現し、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する。」であり、本計画の計画期間終了後の将来世代の中心を担うこどもや若者の意見を適切に取り入れることが重要。	
「共感」のために「共有」が必要な要素とその手段(概要)	
・本市内外の状況に関する情報の拡充 ・「再生計画(やさしい版)」の作成 ・市内大学の研究成果や、本市の公共建築物の再生の取り組み事例の紹介 ・市の広報媒体や提供する「共有」の場の強化 ・学校教育や市内大学との連携	など

【庁内各組織の責任の明確化】

各所属が果たすべき責任／具体的な取り組み	
≪各施設所管課≫ ・責任: 提供する公共サービスを実現できる施設となる様に老朽化対策を行う ・取り組み: 「あり方検討」の実施、「共有・共感」の環境づくりの取り組み など	
≪資産管理室全体≫ ・責任: 公共建築物の老朽化対策を主導的に進めていく ・取り組み: 「共有」や事務フローなどの仕組みづくり、取り組みの進捗管理 など	

5.1 《実行性の確保策Ⅰ》「共有・共感」の環境づくり

公共建築物の多くが整備された当時と比べて、社会環境や財政状況が大きく変化し続けている現状の中で公共建築物の再生に取り組んでいくためには、事業を実施する市と施設を実際に利用する市民とで、本計画の「最終的に成し遂げようとする事柄」である目的を「共感」していくことが必要です。

(1) 「共感」とは

本計画において「共感」を以下の様に定義します。

【「共感」の定義】

他者の意見や感情などについて、自分のこととして理解すること

市と市民が、本計画の目的や施設の今後のあり方に関して、自らの意見とは異なるものも含めた意見や感情（市においては政策への想い）を認識することが「共感」においては重要になります。

(2) 「共感」する本計画の「目的」

第2章でも触れましたが、市と市民が「共感」していくこととなる本計画の目的は以下のとおりです。

【目的】（再掲）

人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現し、
将来世代に過度な負担を先送りしないよう、
時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する。

ここで重要なことは、「将来世代」を意識し、現在施設を利用している市民のためだけでなく、将来本市の中心を担う世代にとっての適正な公共サービスを考える必要があるということです。

そのためには、本計画の計画期間が終了する頃の将来世代の中心を担う「こども」や「若者」の意見を適切に取り入れていくことが必要です。

この「こども」及び「若者」とは、本市において令和7(2025)年度を始期として策定した「習志野市こども若者まんなか計画」における「こども」及び「若者」を指します。

当該計画における基本理念の考え方は「未来を担うこども・若者は、家庭や地域において人と人とを結ぶかけがえのない存在であり、また、こども・若者の健やかな成長を支える営みは、こども・若者や家庭、地域の人々などがともに関わり、ともに育ち合い、ともに支え合うことで実現できるものである」としています。

本市が保有する公共建築物の延床面積の約6割を占める学校施設を利用しているのもこどもや若者であることから、本計画の目的を「共感」していくためには、当該計画との連携も重要です。

(参考)「習志野市こども若者まんなか計画」の基本施策

- ・特に本計画との連携が期待できるものについて抜粋
- ・当該計画の概要や具体的な事業の内容は、参考資料●参照。

事業名	
1	こども・若者の市政参画推進
19	キャリア教育の推進(小・中・高校生)
23	若者向けの情報発信
66	開かれた学校づくりの推進
139	地域学校協働活動の推進
140	地域参加型学校行事の推進

(3) 「共感」のための「共有」

市と市民が本計画の目的を「共感」するためには、お互いの情報や感情を適切に「共有」することが重要です。

例えば「共感」ができていない状態であれば、理由や背景は人によって異なりますが、要因としては「情報や感情の共有が足りていない」ことが共通していると考えられます。

このことから、「共感」につながる状態にしていくため「情報や感情の共有」ができる環境を整えていくことが必要(図表5-1 参照)であり、「共感」のための「共有」に必要な情報や感情といった要素と手段を図表5-2「共感」のための「共有」に必要な要素や手段の様に整理しました。

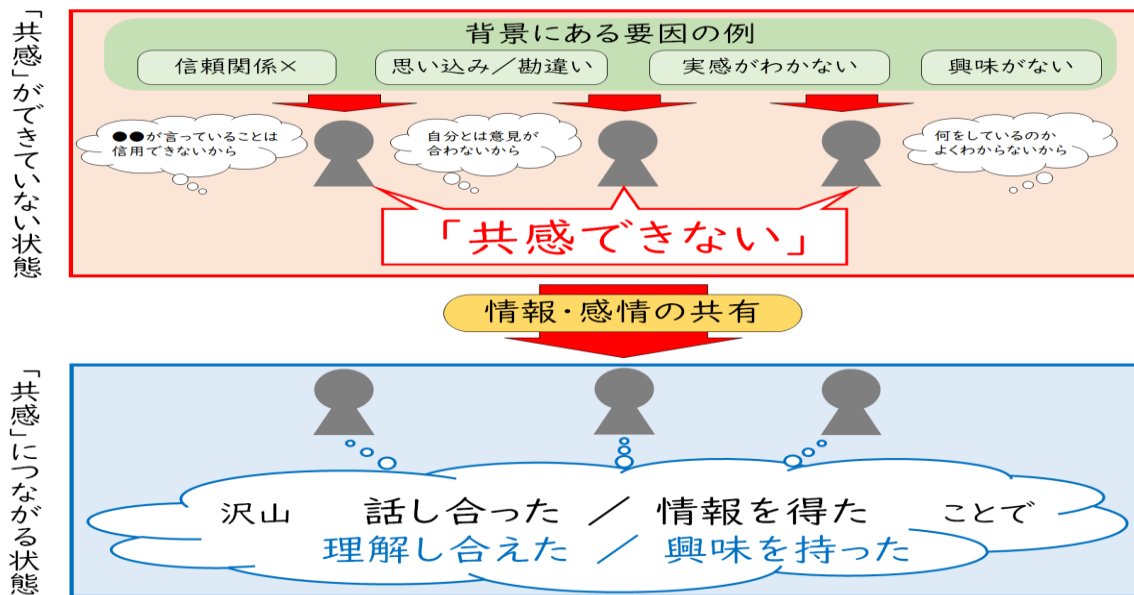
感情は情報に基づき発生するものであると考えられるため、情報そのものの強化と、情報と感情を適切に「共有」する手段をどの様に強化するかということが重要です。

「共感できない」理由や背景の例	考えられる要因
理由：特定の人（組織）の情報が信用できない 背景：信頼関係が構築されていない	・コミュニケーションの不足により、信頼関係が構築されないことや、思い込み／勘違いが生じる。 ・伝える情報の要素や手段が不足していることで、適切な情報が伝わらず思い込み／勘違いが生じたり、実感・興味が持てなくなる。
理由：思い込み／勘違い 背景：正しい情報が伝わっていない（信頼関係が構築されていない）	
理由：実感・興味が持てない 背景：自身が置かれている環境とはかけ離れた話	

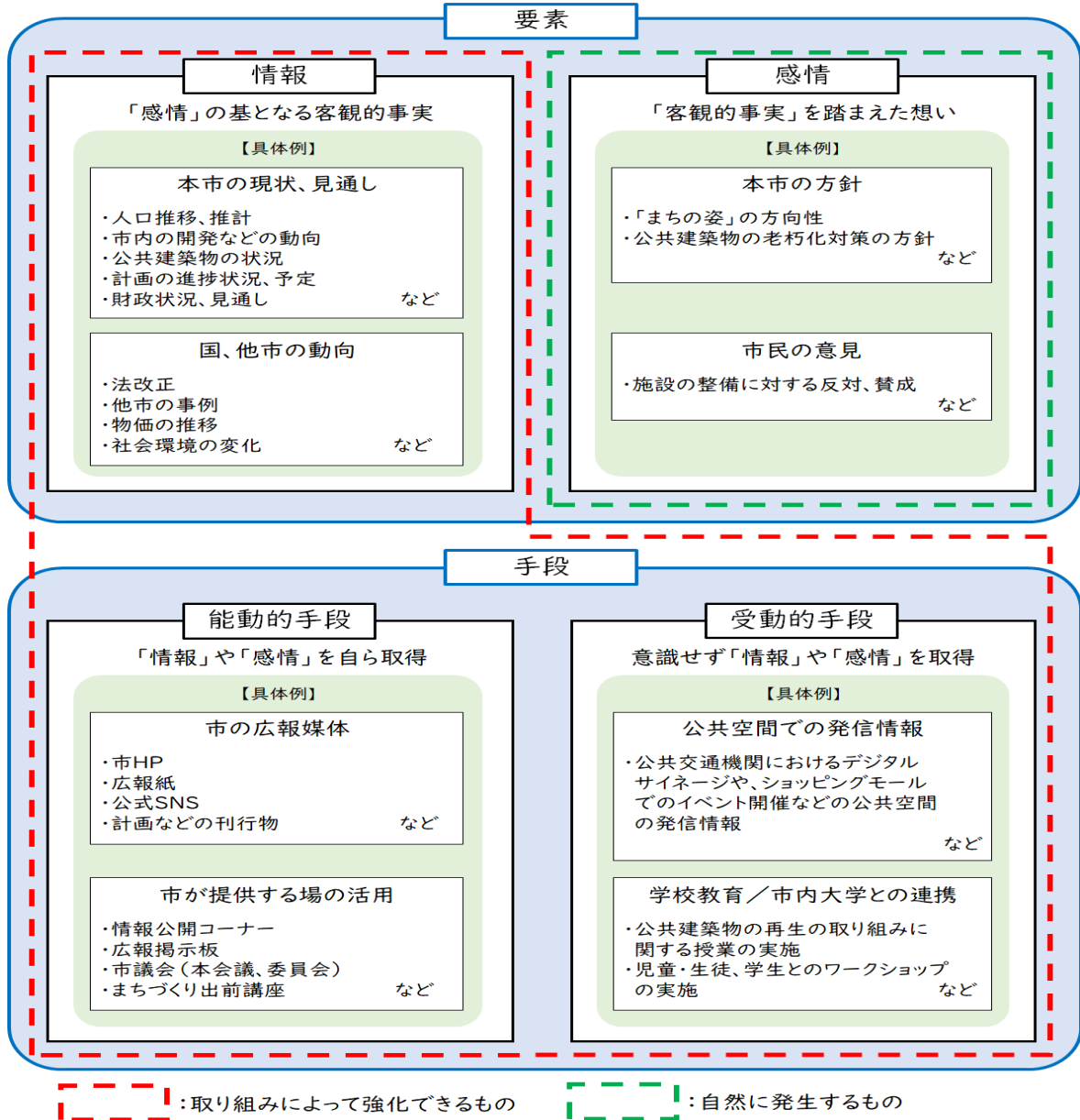


【「共感」のための方法】
「情報や感情」を適切に「共有」できる環境を整える

図表5-1 「共感」ができていない状態と「共感」につながる状態



図表5-2 「共感」のための「共有」に必要な要素や手段



(4) 具体的な取り組み

「共感」のための「共有」に必要な要素のひとつである「情報」と、「情報」と「感情」を適切に「共有」するための手段を強化するための具体的な取り組みは以下のとおりです。

① 「共有」の要素である情報の強化

本市の状況に関する情報の拡充

- ・各施設の劣化状況を共有するため、施設カルテなどに劣化が進行している箇所の写真、改修履歴などを添えて各公共建築物の情報の拡充を図ります。

本市以外の状況に関する情報の拡充

- ・公共建築物の再生に関わる国の法改正や、他の地方自治体における事例、社会環境の変化などの動向に関する情報を随時発信します。

例) ・法改正の内容の紹介と再生計画に与える影響

- ・他の地方自治体の取り組み事例の紹介と本市が採用した場合の効果

「再生計画(やさしい版)」の作成

- ・こども達にも公共建築物の再生の取り組みの現状や課題、必要性などをわかりやすく伝えるための「再生計画(やさしい版)」を作成します。
- ・また、当該計画を市内の教育施設だけでなく、その他の公共施設や駅などの公共空間に配布し、将来世代を意識した適正な公共サービスを提供するための公共建築物の再生の取り組みについて広く市民に周知します。

市内大学の研究成果の紹介

- ・連携協定を結んでいる市内大学における公共建築物の再生の取り組みに関する研究成果について、市の政策にどの様に取り入れることができるか、また、取り入れる際の課題は何か、という市としての「感情」を含めて庁内外に向けて随時発信します。

伝わりやすい事例紹介の作成

- ・市と市民が一体となって取り組んだ複合化・多機能化のモデルケースである「大久保地区公共施設再生事業」における実現過程での市と市民の合意形成のプロセス、課題や効果などの事例について、都度市で作成していた既存の資料などを伝わりやすいものとなる様に精査、再編して発信します。

② 手段の強化

市の広報媒体の強化

- ・市民意識調査などの結果から、情報の共有が図れていない市民の属性と、その要因を把握し、既存の広報媒体の更なる活用や新たな広報媒体を取り入れます。
- 例)・再生計画の進捗とその要因に関する定期的な広報紙への掲載
 - ・再生計画の考え方、進捗状況などを開設した動画の定期的な配信
- ・必要な情報を市民が簡単に得られるよう、公共建築物の再生の取り組みに関する情報を一元化した市ホームページコンテンツの再構成や、情報公開コーナーでの特設コーナーの設置などを行います。

市が提供する「共有」の場の強化

- ・「まちづくり出前講座」などの市民からの要望があった際に随時開催する場に加え、市が主体的かつ定期的に情報や感情を「共有」できる場を設けます。
- ・また、その様な場を設けている旨について、市の広報媒体などを活用して周知します。
- 例)・まちづくり会議において再生計画の進捗と要因を定期的に報告
 - ・職員、市民を対象とした研修、ワークショップの定期的な開催(動画配信含む)

学校教育との連携

- ・公共建築物の再生の取り組みを、市と子ども達とで「共感」するため、子ども達を対象としたワークショップを学校教育の中で開催します。
- ・また、ワークショップの内容を公表することで、子ども達の保護者や関係者及び地域住民との「共感」にも繋がることを期待できます。

市内大学との連携

- ・今後の公共建築物の再生の取り組みに対する感情を市と若者世代である大学生とで「共有」するため、市内大学の学生との意見交換の場を設けます。
- ・その際、学園祭やショッピングモールなどの公共空間で開催することで、通りがかった一般の市民も受動的に情報や感情を「共有」できるようにします。

5.2 《実行性の確保策2》 庁内各組織の責任の明確化

市と市民の「感情や情報」の共有・共感だけではなく、公共建築物の老朽化対策には円滑な事業の実施や計画の見直しを実現するためには、庁内の各組織が自らの責任をしっかりと意識し、先を見据えて行動していかなければなりません。

そのため、各施設を所管する課（以降「各施設所管課」と言います。）に加え、本計画を所管している資産管理課、公共建築物の改修を総括する施設再生課及び当該2課を総括する資産管理室の責任について明確にし、いつまでに何をどの様に実行していくのか、ということを具体的に定める必要があります。

（参考）本計画における「各施設所管課」について

「習志野市行政組織規則」及び「習志野市教育委員会行政組織規則」などにより、事務分掌として施設の建築、維持管理及び運営等に関することを定められている課（同規則において出先機関を所管することを定められている課も含む）を指します。

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 例．市庁舎 | ・施設所管課 | ： 契約検査課 |
| | ・事務分掌 | ： 庁舎及び庁舎附帯施設の管理及び保全に関すること。 |
| 学校施設 | ・施設所管課 | ： 教育総務課 |
| | ・事務分掌 | ： 学校施設の建設及び維持管理に関すること。 |

(1) 各組織の「責任」

① 各施設所管課の責任

公共建築物の再生の取り組みを行う上では、各施設所管課は単に「現存する施設を維持管理する」だけではなく、「各課が提供すべきサービスを実現できる施設となる様に老朽化対策を実施していく」ということを意識しなければいけません。

このことから、各施設所管課が果たすべき責任は以下ようになります。

【各施設所管課が果たすべき責任】

提供するサービスを実現できる施設となる様に老朽化対策を行う

事業実施段階

- ・市民ニーズや社会環境の変化などを踏まえたサービスの提供を実現するために必要な事業を実施する。

計画の見直し段階

- ・所管する施設の今後のあり方を考慮し、計画の見直しの必要性を検討。

随時

- ・「あり方検討」実施時期に関わらず、所管する施設の今後のあり方を検討するための「情報・感情」の共有・共感の取り組みを実施する。

② 資産管理室の責任

資産管理室及び資産管理室に所属する資産管理課並びに施設再生課は公共建築物の再生の取り組みを主導的に進めていく立場であり、それぞれが果たすべき具体的な責任は次頁のようになります。

【資産管理室全体としての責任】

公共建築物の老朽化対策を主導的に進めていく

(資産管理課の責任)

事業実施段階

- ・施設所管課が実施する事業について、施設の現状、財政状況、社会環境の変化などの本市をとりまく状況を考慮し、本計画への影響を検証。
- ・必要に応じて、事業手法や実施時期について、各施設所管課及び施設再生課との調整やアドバイスなどを行う。

計画の見直し段階

- ・必要な計画の見直しを実施するため、各施設所管課とヒアリングを実施。
- ・ヒアリング結果、見直し時期における本市をとりまく状況や今後の各施設のあり方等を考慮し、必要に応じて各施設所管課及び施設再生課と調整の上、計画の見直しを実施する。

随時

- ・国や他の地方自治体、その他の団体等の動向の把握や事例研究をし、庁内外へ情報共有を図る。
- ・再生計画の進捗管理を行い、庁内外へ情報共有を図る。
- ・事業手法などに関する施設所管課からの相談に対するアドバイスの実施。

(施設再生課の責任)

事業実施段階

- ・施設所管課が実施する事業手法の調整
- ・施設所管課及び事業委託先業者間の調整

計画の見直し段階

- ・施設所管課及び資産管理課と調整の上、必要な計画の見直しを実施。

随時

- ・突発的に生じた施設の不具合について、施設所管課と調整し修繕を実施。
- ・各施設の状況を把握するため、法定点検の実施や技術職員による老朽化診断等を適宜実施。

(2) 具体的な取り組み

各施設所管課及び資産管理室におけるそれぞれの責任を果たすため、以下の取り組みを実施します。

① 各施設所管課の取り組み

施設のあり方に関する検討

- ・「あり方検討」を実施する時期に関わらず、日頃から施設利用者のニーズの把握や、所管する施設が提供する公共サービスのあり方について民間移譲や民間活力の導入などを含めた事例研究を行い検討する。

市民との「共有・共感の環境づくり」の取り組み

- ・所管する施設における「共有・共感の環境づくり」の取り組みを実施する。

(実施例)

施設の現状と課題や今後の施設のあり方に関する、施設の利用者や児童・生徒との対話形式によるワークショップの実施

資産管理室との情報共有

- ・各施設所管課における取り組み内容について、現状と課題及び今後の方向性を資産管理室に報告し、必要に応じて助言を受け、取り組みを着実に進める。

② 資産管理室の取り組み

公共建築物の再生に関する取り組みの情報共有の仕組みづくり

- ・公共建築物の再生の取り組み内容について、庁内及び庁外へ情報共有する仕組みを早期に構築する。

事務フローの明確化

- ・予算編成、予算執行、計画策定や見直し時及びその他平時において、各課が対応の漏れや遅れを生じない様にするため、タイムスケジュール及び必要となる手続き等について標準的な事務フローを作成し庁内で共有する。

各施設所管課における取り組みの進捗管理、情報共有

- ・各施設所管課における公共建築物の再生に関する取り組みについて、資産管理室で進捗を管理し、必要に応じて指導、助言を行う。
- ・また、当該進捗について庁内及び庁外へ展開し、現状や課題及び今後の取り組みの方向性について共有を図る。

公共建築物の再生に関する研究

- ・公共建築物の再生の取り組みに関する国の方針や他の地方自治体の取り組み事例を研究し、庁内及び庁外へ展開・共有する。

（研究内容の例）

市民協働、官民連携（産学官連携を含む）、公共交通との連携及び広域連携などの庁外組織との連携による公共建築物の再生の可能性

職員研修の定期的な開催

- ・全庁的な取り組みである公共建築物の再生に関する本市の基本的な考え方や、それに基づく本計画の立ち位置、目的などについて庁内で共有するため、定期的な職員研修を開催する。
- ・その際、講義形式だけでなく、グループワークなどを交え、利用者である市民にとって何が本当に必要なのか、理想の姿と現状との差異はあるのか、差異があるとしたら何をどうすればよいのか、など、各施設所管課が主体的に考え、行動するための土台となるものとする。
- ・また、研修の結果については庁内だけでなく市民にも共有する。

市民との共有・共感のための取り組み

- ・公共建築物の再生のための共有・共感の環境づくりの取り組みを主導して進める。
- ・また、各施設所管課における同取り組みについて、必要な助言を行う。

施設の改修に関する事項の総括

- ・各施設の改修等に関する予算要求の際には、事前に資産管理室において各施設所管課と協議し、今後の施設のあり方を踏まえた上で、施設の劣化状況、改修の必要性、改修方法などを総合的に判断し、資産管理室が要求内容を総括する。

（総括する内容例）

- ・今後の施設のあり方を踏まえた要求理由
- ・改修時期や方法について、再生計画との差異及びその要因
- ・予算化された場合に今後の財政状況へ与える影響
- ・改修による施設の利用制限など事業執行の際に生じる影響
- ・考えられるその他の手法を選択した場合のコスト比較 など